

近世淀川・木津川流域における住民の水防意識

川 合 一 郎

I. はじめに

- (1) 研究の目的と方法
- (2) 研究対象地の概観

II. 水防意識の具体的事例

- (1) 河川の観察についての意識
- (2) 水害発生原因についての意識
- (3) 自村優先水防の意識
- (4) 水防構築物に対する意識

III. おわりに

I. はじめに

- (1) 研究の目的と方法

近世における河川と流域住民との関係は、近・現代のそれに比べると極めて密接かつ直接的であった。このため河川の洪水に対しても、それぞれの河川環境を反映した「水防」が展開され、さらにその基底には、近世住民に特有の「水防意識」が存在していたと考えられる。この水防意識には、河川環境や水害に対する流域住民の思考、ないし認識が内包されていると推測される。従ってこの水防意識を考察することで、水害の地域的様相や洪水に対する住民の対応様式を解明することが可能である。

このことは Prince が提起した *imagined world* の考究、すなわち「過去の社会や人間が抱いていた地理的イメージを解明し、それを通じて過去の地理的様相や生活世界の諸原

理を探ろうとする立場」¹⁾に通じる。その意味において、歴史地理学が水防意識を研究対象とする意義は大きいと考えられるが、これまでそのような研究はほとんど試みられなかった。

研究を進めるに先立って、「水防」の類義語である「治水」との概念の整理を行っておく必要がある。両者は、河川の氾濫から集落や耕地を防御する行為を意味する用語という点で共通しているが、その行為の主体は異なる。この点について大熊は、水害への対応概念を次の3段階に分類している。まず第1に「自分自身や家族をどう守るか」という個人的・私的な段階、第2に「自分たちの地域・仲間をどう守るか」という地域住民の共同の上に対応が成立する段階、そして最後に、為政者ないし計画者が、大局的観点に立って水害にどう対処するかを発想する段階、である。そして第2の段階の行為を「水防」、第3の段階のそれを「治水」と概念規定している²⁾。宮村も、治水と水防の構図について同様の定義を行っている³⁾。

本研究においても、これらの解釈を踏襲することとする。すなわち「水防」とは、地域住民がその生命、財産を守るため、住民主体で実施される内発的活動である。水防意識とは、いうまでもなく水防に従事する住民側の意識と定義することができる。「治水」は、住民の立場から見れば外発的な行為であり、

キーワード：近世、淀川・木津川、水防意識、治水思想、文書記録

時の為政者または当局の治水計画者が、その主体を担っている。その意味において、近代的な土木技術による河川改修が進んだ時代、すなわち近・現代においては「治水」が中心となり、その結果地域住民による「水防」は次第に後景に退いていったのである⁴⁾。

これまで水防に関する研究は、地理学、歴史学、河川工学、農学など幅広い分野で蓄積されている。本研究の主題である水防意識についても、主に現代を対象とした事例が地理学などで見られる。

例えば伊藤は、濃尾平野西部の輪中地域において、昭和51年9月12日に長良川決壊により発生した水害(9.12災害)の前後に実施された住民アンケートをもとに、住民の意識変化を分析した。その上で、この地域特有の「輪中根性」と称される意識構造が、数多くの水害から住民を守ってきた防災意識に他ならないと規定した⁵⁾。

また安藤は、1960年初頭以降、Roder, W., Burton, I., Kates, R.W.などのシカゴ学派を中心に進められてきた災害知覚研究を踏まえ、同じく輪中地域における9.12災害後の住民アンケートに基づく水害知覚と対策採用行動について分析した。この結果、人間の災害に対する行動を説明するもの大きな要素として、水害の重大さや悲惨さに関するイメージを指摘した⁶⁾。

地理学以外の分野においては、河川工学を専攻する宮村が各地での聞き取り調査に基づき、近代的合理思想と対極にある水防意識や知恵に着目し、その現代的意義について考察を加えている⁷⁾。

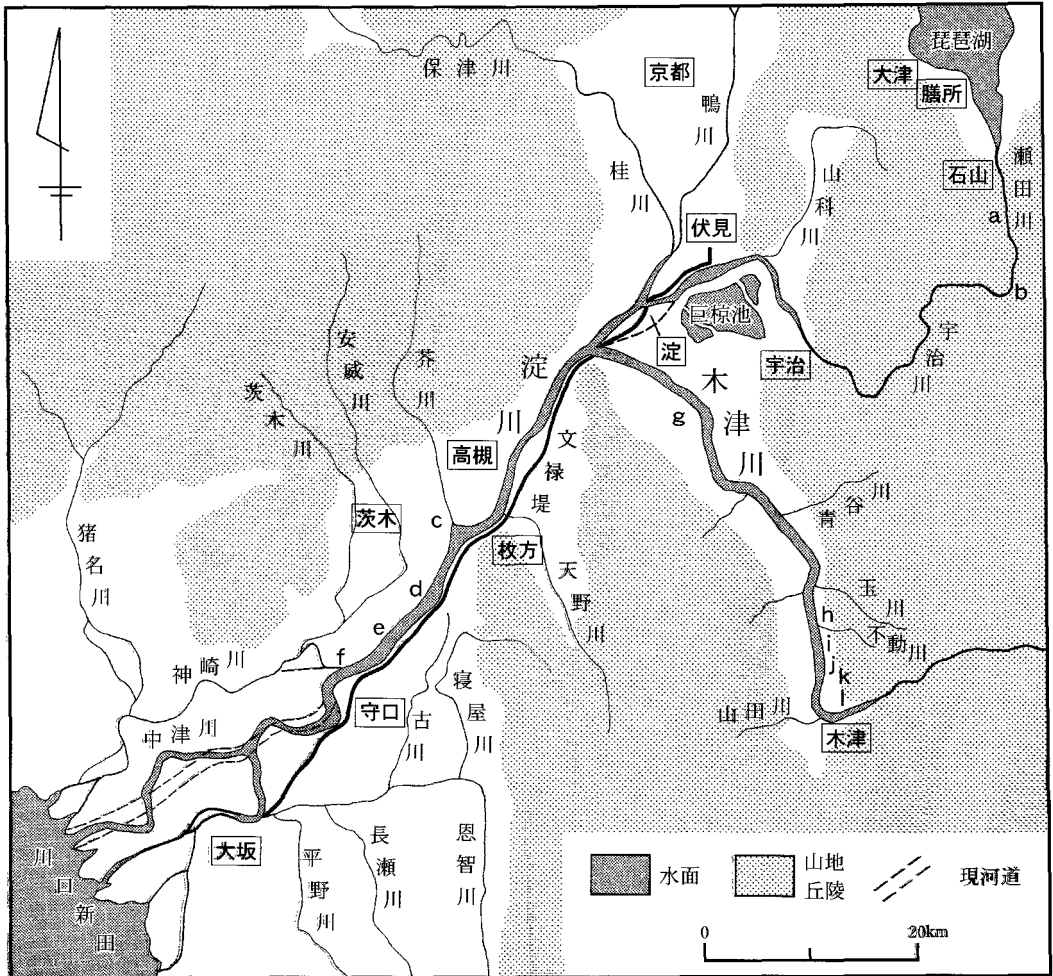
これらはいずれも現代、もしくは現代に限りなく近い時代を対象としており、その研究方法は、現住民へのアンケートや聞き取り調査などが中心である。従って、この方法を本研究の対象である近世に適用することは実質的に不可能である。近世を対象とする場合、主に文書記録による史的研究が不可欠である

ことはいうまでもない。しかし従来、近世の「治水」の背景にあった為政者側の思想についての論及は比較的多く見られるものの、地域住民の「水防意識」が対象とされることは少なかった。

その要因としては、資料上の問題が指摘される。水害は地域の営農環境に深く関わることから、営農上の経験や知識が集成された「農書」は、農民を中心とする地域住民の水防意識を解明する上で有力な資料になると考えられがちである。しかし実際には、「農書」にして水害や水防を記述対象にしているのは、『百姓伝記』などの数例を除いてほとんど見られない⁸⁾。この点について古島は、18世紀以降、農業の技術知識が農書という形で結晶化するのに対し、河水統制の技術は農民を支配する為政者側の知識の集成として伝えられるようになったと指摘する。すなわち「地方書」「定法書」などがそれであるが、ここに見られるのは治水についての知識体系、すなわち「治水思想」である。農民自身の手で記述されることの多かった農書は、治水、灌漑などの土木工事がなされた以後の、農業生産の過程を扱うことが大半である⁹⁾。

「地方書」「定法書」といった、治水に関わる書物が今日数多く残存することから、これまで様々な分野において近世の治水思想は議論されてきた¹⁰⁾。しかしながら地域住民の手になる、まとまった水防書はあまり見られないために、住民の水防意識に関心が集まることは少なく¹¹⁾、それは歴史地理学においても同様の事情であったと考えられる。

本研究は農書以外の水害および水防関連の文書記録から、近世における河川流域住民の「水防意識」を抽出し、これを歴史地理学的な視点で解明しようとするものである。研究対象地域としては、淀川・木津川両流域とする(図1)。この両流域では村の自立や連合の歴史が深く、従って水防共同体的な組織の成立も比較的早かったと推測される。その過程



- a. 供御瀬 b. 鹿之飛(鹿跳) c. 唐崎村 d. 鳥飼上之村 e. 鳥飼西之村 f. 一津屋村
 g. 上津屋村 h. 綺田村 i. 平尾村 j. 北河原村 k. 椿井村 l. 上粕村

図1 研究対象地域図

注1) 基図として、明治19(1886)年輯製20万分の1図「京都及大坂」「和歌山」を使用。

注2) 淀川左岸および淀・伏見間の文禄堤については、それをほぼ踏襲したとされる「京街道」をもとに復元した。また、右岸の文禄堤は史料上存在するとされているものの、その復元の手がかりとなる史資料が管見の限り全くないため未記入とした。

でこの地域特有の水防意識が醸成されていったと考えられることから、当地域を選定することとした¹²⁾。なお、両流域に位置する大坂、伏見などの都市住民にとっては、所謂「都市水害」は重要な問題であったと考えられるが、彼らの水防意識については検討の対象外とした。

さて、この地域における住民の水防意識を明らかにする上では、前述のように農書以外の文書記録の分析が不可欠となる。この点については、流域村々に残る水害・水防関係の文書記録が大いに参考となると考えられる。今回検討対象としたものは、以下の通りである。

1. 住民から幕府・藩に提出された文書

- ① 訴願書
- ② 報告書
- ③ 献策書

2. 住民間で交わされた文書

3. 洪水記録類

1の①については、為政者に対する地域住民からの訴願という一連の行為に関して、証拠書類として伝わる文書である。1の②は為政者からの要請に応じて、または自主的に提出された報告書であり、住民の観察眼の確かさがうかがえる文書である。また、1の③の代表例として、大坂町人吉田屋藤七の献策書があげられる。彼はこのなかで天井川化の要因と砂防工事の必要性とを指摘しており、今日的に見てもすぐれた水防献策である¹³⁾。2は、主に住民間で自主的に交わされた証拠書類的な文書である。3については、個人的な記述が多く、水防意識として一般化できないものも含まれているが、地域的に共有されていたと考えられる思考や認識については検討対象とした。

さらに、文書記録類を吟味する上で欠かせないのが、記述主体に関する検討である。3については記録者の特定が比較的容易であることから、それが「水防」に関わるものなのか、「治水」に関わるものなのかの峻別は可能である。1と2については、そのほとんどが庄屋を中心とする村役人層によって記述されたと考えられる。彼らは農民であると同時に、幕藩領国体制での農村支配機構の末端を担うという二重性格を有していた¹⁴⁾ことから、為政者側の視点に立脚する治水思想の具現者としての性格もあわせ持っていたことも事実である。また彼らは、普請にかかる訴願状や出来高帳を郡代や代官に提出していた関係上、地方書に書かれている治水思想や技術については一定の情報を得ていたものと考えられる¹⁵⁾。しかしここで扱う史料は、内容的

に為政者と対峙するものであることを考慮し、地域住民側の視点に立ったもの、すなわち水防意識を含むものであると判断した¹⁶⁾。

(2) 研究対象地の概観

淀川の治水史は古く、4世紀における仁徳朝の「茨田堤」築造の記録を治水工事の初見とする。下って近世初頭の文禄年間(1592～96年)には、豊臣秀吉による伏見から大坂までの左右岸連続堤、いわゆる「文禄堤」の完成を見た¹⁷⁾。これは淀川治水史上では画期的な事業であったが、築堤以降もなお水害は頻発し¹⁸⁾、特に17世紀中頃になると、看過しえないほどに水害が激化しはじめた。このため徳川幕府は、天和3(1683)年に畿内の諸河川検分を実施し、さらにそれに随行した河村瑞賢によって、翌貞享元(1684)年から元禄12(1699)年にかけて大規模な改修工事が行われた。

このように近世中期以降、淀川の水害が激化した要因としては、以下の2つが考えられる。1つには、天井川化の顕著な進行である。淀川水系の山地は花崗岩の深層風化が進んだマサ土地帯であり、加えて長年の略奪的土地利用によって植生が広い範囲で損なわれており「はげ山」の景観を呈していた¹⁹⁾。このため淀川上流部、および淀川に注ぐ支派川からの土砂流出が活発となり、河床への著しい土砂埋積を招いたのである。2つ目の要因として、18世紀初頭に幕府による新田奨励策が実施されたのを契機に、淀川河口部に「大坂川口新田」と称される新田の開発が積極化したことがあげられる。新田が河口を狭めた結果、出水時には河水の滞流、逆流を繰り返すようになった²⁰⁾。

近世淀川治水史上の最大の特徴は、流域間で河川改修をめぐる複雑な水論が展開されたことである。これは、それぞれの立場や利害の相違に起因するものであるが、最上流の琵琶湖沿岸地域では、琵琶湖の唯一の排水口で

ある瀬田川を浚渫して疎通を改善し、湖の水位低下を図って耕地拡大することを懇望し、中・下流域は浚渫による出水量の増加を恐れ、浚渫工事差止めを願い出るという水論が度重なっていた。また、この瀬田川浚渫をめぐって中・下流域間でも微妙に主張が相違し、中流域住民は洪水増加が最大の関心事であったが、最下流の大坂三郷の町民は、洪水よりむしろ土砂流下による河口埋積と、その結果としての大坂の港湾機能低下を危惧している状況であった。

また木津川においては、17世紀前半に兩岸の堤防が普請されたが、上流山地の林地荒廢に起因する土砂流出により、18世紀後半には本川および支派川の天井川化が問題化しはじめた²¹⁾。天正16(1588)年から幕末の慶応4(1868)年に至るまで、木津川筋の主要な水害は29回を数えている²²⁾。また本川や支派川が破堤しないまでも、天井川化による「うち水」の禍²³⁾に苦しんだ。このため住民は水防共同体を形成して、これに対処してきた²⁴⁾。

上記のような河川環境や洪水の実態を踏まえ、特に治水の矛盾が露呈し始めた近世中期以降、両流域の住民に確固とした水防意識が醸成されていったと考えられる。以下において、4つの視点から水防意識を検討したい。

II. 水防意識の具体的事例

(1) 河川の観察についての意識

本節では流域住民が、洪水の原因となった河川環境やその変化をどのように観察していたかについて論じる。史料としては、訴願関係の文書を始め、報告や献策関係の文書を対象とする。

水害や治水に関わる住民の訴願文書には、住民の苦しみを連綿と訴える文言が散見される。生活環境の記述についても、例えば「私共村々の儀は殊の外低の村方に御座候……」²⁵⁾とか、「摂河無双之水場村々ニテ……」²⁶⁾といった半ば主観的・情緒的な表現が多い。し

かしなかには、観察に基づく客観的な事実を提示することで、主張の貫徹を狙った文書が見られる。

そのことは、天井川の進行を観察した文書に顕著に見られる。例えば、寛保3(1743)年の文書「淀川筋水難願につき吟味返答書付」が興味深い記述を示している²⁷⁾。幕府の吟味に対して、住民側より提出された返答書である。まず幕府側（ここでは大坂町奉行）は、天井川化の顕著な進行を訴えた住民に対し、根拠が少ないとして「川床高ク成候証拠」を求めた。これに対して住民側は、いくつかの事実をあげて説明している。例えば宝永・正徳年間(1704～16年)までは、淀城石垣の犬走りは平水時では水面上に現われていたが、近年は平水でも4、5尺水面下にあるとしている。しかし、とりわけ重要な証拠としたのは、以下の点である。

(前略) 就中第一之証拠ニ奉存候者、天和年中堤御奉行様より常水之御定両側村々江水印之定杭被仰付候、此定杭不断二三尺も水掛罷在候(以下略)

すなわち、天和年間(1681～84年)に堤奉行が建てた平水時の水位を示す定杭(「水印之定杭」)が常時2、3尺水面下にあると指摘している。このように客観的な事実を提示することで、住民は自らの正当性を主張したと考えられる。このことはとりもなおさず、彼らが日頃から、淀川の水位変化を注意深く観察していたことを示している。

木津川流域においても、天井川の観察状況を示す記録は見られる。次に示すのは、享保7(1722)年に流域村々から伏見奉行所へ提出された、木津川川床上昇に関する報告書である²⁸⁾。

(前略) 村々ニ而古キ面々へ相尋申候処、五拾年以来之内ニテ三拾九年以前まで十一年之内ニ四尺斗り川床埋レ申候。三拾九年以来土砂留始り土砂茂出不申候所、十一年已然辰ノ年より亦々四尺も埋

り、(中略)五拾年ニ八尺も埋り申候御事。(以下略)

ここで村民は、河床の経年的な上昇過程を村の古老らから聞き出している。その結果、ここ50年間のうち、39年前までの11年間で約4尺川床が埋積し、その後は土砂留の効果で土砂流出が抑制されたが、さらに11年前から4尺堆積したため、50年間で河床が都合8尺も上昇したとしている。この記録からも、村民らが常日頃から河床上昇に関心を持ち、50年という長いタイムスパンにおいてこれを注意深く観察していたことが窺われる。

また、観察にあたっての態度は、きわめて精緻なものであった。寛政6(1794)年における、木津川水番村々よりの出水報告は、そのことをさらに裏付ける内容となっている²⁹⁾。

一、五尺式寸か	飯岡村
一、同	江津村
一、同	山本村
一、五尺四寸か	下粕村

(中略)

右御註進申上候通当時出水相違無御座候、尤此上増減難斗奉存候へ共、見定罷在候得者遅滞仕候ニ付差急き此段御訴奉申上候、以上

これによれば、出水時の水位は記載どおり相違ないとし、ただしこれ以上の正確な増減値については、これを確認していると報告に遅滞を生じるので取り急ぎ報告する、という内容である。この報告書で木津川筋住民は、観察による結果を報告しつつも、事実と推測を峻別しようとする厳密な態度を示している。文中の「五尺式寸か」と推測箇所を明示しているのが、その証である。

このように、観察により自然・人文環境を正しく把握しようとする態度は、訴願にあたって実際に現地調査を実施していた例でも明らかとなる。文政10(1827)年の瀬田川浚渫反対訴願の際には、淀川中流域の鳥飼上之村、同西之村、一津屋村、唐崎村の庄屋、年

寄ら10名が、淀川上流域および琵琶湖を実地検分している。地域住民側としても、実際の観察による事実収集以外に、説得性のある反論ができないと悟ったのである³⁰⁾。

(前略)村々共川浚差障罷出候様申之候得共、勢田川筋不案内ニテハ難渋之始末難申立、急々惣代共、右場所及見分度由ニテ(以下略)(下線・読点筆者)

さて、彼らは実際にどのような経路を辿り、何を観察したのであろうか。その巡察は、宇治平等院付近より宇治川河谷をさかのぼって琵琶湖畔の石山、膳所城下に至る2泊3日の行程であった。そこで彼らが観察し、洪水の危機感を高めたのは、次の4点であった。

1. 膳所城東辺からみた琵琶湖は「広太之湖ニテ其広き事言葉も」なく、その排水口が瀬田川1本であることは、大変なことである。
2. 瀬田川流頭の「附州」や「草生嶋」は湖水流出の調節弁であり、これらを浚渫することは、中・下流にとって脅威となる。
3. 「供御瀬より鹿之飛……宇治迄之勾配」は実に急であり、平時でも流量は豊かである。
4. 見分の際には木津川は濁水の状態であったが、それに対して宇治川は満々と水を湛えていた。このことから判断しても、「洪水之節何程之水押し候哉恐敷事」である。

このときは神崎川筋惣代や河州惣代らも見分に赴いており、彼らは石山で一堂に会している。

このように、実際の巡検に基づいて行われた彼らの浚渫差止めの訴願は、立場に若干の偏りがあるとはいえ、洪水要因の一面を正しく認識した上になされたものであった。

最後に、実地観察に基づく住民の記述と思想家の記述との比較を試みたい。事例とし

て、前述した大坂町人吉田屋藤七³¹⁾による、天明8(1788)年の献策書を分析する。まず彼は、淀川支流の天野川流域に見られる「はげ山」について、その直接の成因を砂質という地質状態に求めた。しかし「地床荒砂の山にても、草木能く生茂り候処は、土砂出申候」と主張し、仮に砂質であっても植物被覆が十分ならば、山地は荒廃しないと論じている³²⁾。また、天野川の土砂供給を阻止すれば、残るのは淀川自身の土砂のみであるから、自然と河床は低下して水害の脅威は低減する、とした。さらに進んで、はげ山化と土地所有の関係や砂防工事についても触れている。

17世紀の思想家である熊沢蕃山も、その著書「大学或問」において山地の荒廃とその要因について述べている。しかしながら千葉も指摘するように、その知識の多くは実地観察に基づくものではなく、あくまで儒教的な形而上学的知識によるものであった³³⁾。例えば水害を防ぐ方法について、「永久の道は、山林茂り、川深くなるにありといへども、大君大道の真志おはしまして、仁政を行ひ給はざれば成就する事かたし。」³⁴⁾としている文言などに、明瞭に現われている。このような言説と比較したとき、住民である藤七の献策が精緻な実地観察に基づくものであることが分かるのである。

水害の原因を把握する上で不可欠となるのは、河川環境やその変化についての正確な観察である。住民はこのような観察を通じて、水害発生原因の分析を行い、訴願や献策に結びつけていったと考えられる。この点については次節で論じたい。

(2) 水害発生原因についての意識

寛保2(1742)年、城州、摂州、河州三ヶ国192ヶ村は、淀川水系の改修を目的として、共同で訴願を行った(「城摂河三ヶ国川筋田畑水難御救願」)。内容としては、①宇治川

筋・淀川筋田畑年々水難弥増亡所仕候根本、②川床高ク罷成候考証、③水難之田畑古来ニ立帰り候様ノ手段、の3部構成となっており、その理路整然とした内容にも、執筆者と思われる村役人層の教養の深さが窺える。以下では①について検討することとする。

このなかで住民は、淀川水系における水害増加の原因を分析している³⁵⁾。

一、年中降候雨之義ハ、古今相替事御座有間鋪処、淀川筋次第ニ及高水ニ候義ハ、川上より土砂大分馳出し候上、神崎川・中津川之末大坂川口江統、海境ニ至り、三四拾年以来御新田多出来、往古無之候田地困之堤共段々築添候故、第一淀川筋水之吐口狭ク、土砂川灘ニ滞り、川床年々高ク罷成候御事(下線筆者)

ここで注目されるのは、毎年の降雨という自然現象は、今も昔も変わらない、と指摘している点である。そして「少之雨ニ而も夥敷洪水」となるのは、所与の降雨そのものではなく雨を受ける淀川の変化に基づくものとし、具体的には上流からの土砂流出と河口部における新田開発とがもたらした河床上昇を原因として挙げている。

降雨自体は水害増加の原因ではない、と沿岸住民が主張したのは、幕府側の認識の甘さを知悉していたからと考えられる。その証拠に、この訴願に対する京都町奉行所からの返答にも、「洪水はその年の天候によるところが大きく、時節よく降れば、大雨でもその害は少なく、時節悪く降れば、その害は大きいのではないか」³⁶⁾という表現が見られる。いうならば幕府側の「水害=天災」的な見方に対する、住民の反論が暗に示されている。

さらに沿岸住民の認識を暗示するものとしては、それに続く箇所である。まず、近年淀川の水位が高まったため堤内が排水不良となり、内水処理をめぐって村同士の争論が起こっているとし、次のように続けている。

淀川筋両側之堤之儀、文禄年中初而出来

之節、御役人様之内被仰候由、此堤差当
ル処ニ而者百姓悦可申候得共、末代ニ至
り却而百姓之難儀ニおよひ可申与御申被
成候方御座候由申伝候、誠ニ此節存当り
候御事ニ御座候御事（下線筆者）

このなかで住民は、文禄堤の工事にあつた当時の役人が「この堤は後々住民の難儀となるであろう」と発言したと伝え聞いているが、当節になって誠によく思い当たると述べている。しかしながら、なぜ思い当たるに至ったのか、その理由については記述されていない。

文禄堤は、淀川にどのような影響を与えたのであろうか。まず指摘できるのは、連続堤を構築することにより、結果的に河流を一定の空間に閉じ込めるため、上流からの土砂が他の吐け口を失って河床にのみ堆積し、結果的に天井川化する事実である。このことは多くの地方書も指摘しており、江戸末期に編纂された『治河要録』にも、「大水を川計に通し候了簡にて大堤に仕立候ゆえ、……川床高く成候事なり」³⁷⁾と見られる。河川が自由蛇行し、氾濫を繰り返している時代には河床上昇は未然に防がれ、従って堤内の「悪水抜かたく内水湛」といった問題は起こりえないのである。もう一つ指摘できるのは、連続堤の構築により遊水地的機能を持つ空間が排除されるため、出水時の河流が堤内に限られ、急激な水位上昇につながるという点である。

「誠ニ此節存当り候」という表現から、当時の住民が、いかに洪水の構造を的確に把握していたかが読み取れる。すなわち文禄堤築堤の結果生み出された水害の原因を、当時の住民が認識していた可能性が高い。それは、水害は「天災」ではなく河川環境の人為的改変に伴う災害＝「人災」である、という認識である。

さらに後年、瀬田川浚渫をめぐる住民間の対立が尖鋭化するなかで、水害に対する幕府と中・下流域住民の認識の差異が明確とな

る。

文政9(1826)年、琵琶湖沿岸197ヶ村の住民から幕府に対し、自普請での瀬田川浚渫の申請があつた³⁸⁾。前述のように、この浚渫事業は淀川中・下流域住民にとっては水害の脅威を招来するものであつた。しかし、この年の申請については幕府側の一定の理解が得られ、淀川流域の実地検分のため、幕府より役人が派遣される事態となつた。これに危機感を抱いた中・下流域の摂河297ヶ村は、翌10年9月、大坂町奉行所、および検分に訪れた役人に嘆願を行っている。これに対する幕府側の反応は、幕閣の水害への皮相的な認識を示して余りある³⁹⁾。

（前略）洪水堤切等相歎キ候処、夫ハ天
災ト被仰聞、若又常水ニテ堤切候ハ留
土山ニテも取寄セ嵩置致し、（中略）水
難之儀申候ハ、山中へ成共宅替可仕旨
被仰候（以下略）（下線・読点筆者）

これによれば、洪水や破堤は「天災」であり、不可抗力である。水難の脅威があれば、山の土を運んで堤に嵩置きすればよい、または安全な山中へも転居すればよい、というものであつた。

住民側はこれに屈せず、次のような反論を行っている⁴⁰⁾。

（前略）惣百姓共出水之節ハ、寝食も相
忘心配仕候儀ニ付、風雨出水堤切等之儀
も天災トハ乍申、愚昧之百姓悉天災トハ
不奉存、其故ハ常々人力之可及丈ケハ堤
丈夫ニ手当仕、猶井路浚等も無情怠仕、
譬ハ拾ケ度之水難も五ケ度ハ相通（以下略）（下線・読点筆者）

ここに見られる住民の水防意識は注目に値する。彼らは一連の水害を「天災トハ不奉存」とし、その理由として常日頃堤防修築、悪水路浚えなど、あらゆる水防活動を励行しており、このため10度に5度までは水難を逃れている、としている。ここで住民側は、淀川における水害の増加原因が人為的なものに基

くことを、すなわち「人災」に他ならないことを明確に主張し、当時の幕府治水行政を痛烈に批判している⁴¹⁾。流域住民は、幕府の対症療法的な河床浚渫や上流山地の土砂留めの不徹底⁴²⁾、河口部における新田開発の積極推進⁴³⁾といった人為的要因に着目しているのである。

「人災」という言葉や考え方が生まれ、広く受け入れられるようになったのは昭和20年代後半以降のことであるが⁴⁴⁾、当時の流域住民の環境・災害認識には現代のそれに通じるものがあつたといえる。

(3) 自村優先水防の意識

本節においては、現実的に水防活動を行う上での住民の意識構造について考察を加えてみたい。

出水の際、自村の都合を優先した水防を行ったという逸話は各地に残っている。例えば伊藤は、輪中地域の住民に見られる「輪中意識」について、それが排他的な地域エゴとして理解されていることに触れた。また宮村は、信濃川支流の刈谷田川流域を調査した際、出水時に対岸の堤防を切ること自村を防御するという水防争論を採録している⁴⁵⁾。

しかし、しばしば指摘される水防時の地域エゴも、そのほとんどが口碑伝承であり、明確にそれを表現した記録は、管見の限りではあまり見られない⁴⁶⁾。それらはむしろ不文律として、地域住民の意識の基層にあつたと考えられる。この地域においても、自村優先水防の意識をうかがわせる記述は数例見られる程度である。

まずは、次の記録を検討したい。享和2(1802)年6月、木津川堤が切れて狛郷一帯が「前代未聞之洪水」に見舞われた際、北河原村西音寺住職の瑞誉が過去帳の裏に書き残した洪水記録である「享和二壬戌年六月廿九日堤切之事」には、興味深い記述が見られる⁴⁷⁾。

後代為得御心ため一寸書付置申候。堤者

壱町ニても上ニて切申候ハ、高水と有御承知、(中略)下ニて切申程水ひくニ御座候。

これによれば、上流側で決壊した場合、村は洪水に襲われるが、下流側で決壊すれば減水する、という点を強調している。一般的に、洪水時に流域のどこかが破堤すれば、河川の水位が下って堤内の排水が容易となる。記録はこのことを伝えたかったのであろうが、瑞誉の発想には、下流側の村々で発生するであろう被害については思いが及んでいないことも事実である。

続いて、安政4(1857)の木津川支流の不動川氾濫の際に、平尾村の西念寺の過去帳裏面に残された「山川切之辞」と題する記録を検討する⁴⁸⁾。この記録によれば、同年7月24日、日暮れ過ぎから雷雨が激しさを増し、堤防を流れ落ちる水音も聞こえてくるようになり、ついには西念寺の境内も大海さながらとなった。以下はそれに続く記述である。

(前略)唯藪の中ニ而念仏より外なく無後心ニて申けるに、誠ニ難有事ニてありける。さしも切れ込し大洪水、暫時の間に止りける。左ハ何故なれば、不思議なる哉。平尾村切所より、凡卅間上手ニて綺田村へ切口明き、さしも恐ろ敷大洪水、皆綺田村の方へ流れ込、(中略)嗚呼難有哉。諸人は是を聞伝へ、老若男女の輩其両三五日之間、群をなして参詣す。

(以下略)

この作者は洪水の只中であつて、ひたすら念仏を唱え、本尊の加護を願った。すると不思議なことに、しばらくして洪水が止まってしまった。なぜかを見ると、平尾村側切所より約54m上流の綺田村側堤(右岸堤)が決壊したため、水位が下がったのである。これを聞いた村人は、この靈験あらたかな本尊を讃え、数日にわたって集って参詣した、という内容である。

ここから分かることは、平尾村住民は、洪

水が引いたのは本尊の加護であるという視点であり、綺田村堤の決壊とそれによる被害には全く関心を抱いていない点である。直接的表現こそ見られないが、逆に自村優先水防の意識が、いかに精神構造の深層に横たわっているかを知ることができる。

このようにそれぞれの住民が、みずからの生活領域の防御を最優先する発想をもった場合、相互の利害が対立して争論となるのは明らかである。とりわけ上流側と下流側とは利害が相反することから、地域間の対立が顕著に見られた。むしろ争論が発生した時にこそ、自村優先水防の意識が露呈するものと考えられる。淀川中流域の村における寛政元(1789)年の文書に、「水防之儀ニ付てハ銘々我意と働、理不尽之事共在之候ニ付、互ニ悪水論等出来仕、終ニハ御公儀様之御苦勞ニ相成……」⁴⁹⁾と見られ、住民がそれぞれの立場を主張するために、収拾がつき難かった状況が読み取れる⁵⁰⁾。出水時に流域のどこか1ヶ所で破堤すれば河川の水位が下がり、堤防への水圧が減退することから水害の危険性が低まることは今日よく知られているが、当時の流域住民は、この水力学を熟知していたものと考えられる。

しかしこのような自村優先水防の意識は、その根源をつきつめれば、自家優先の意識に帰結するのではないだろうか。そのことを示唆する興味深い記録がある⁵¹⁾。

一、洪水になり淀川堤あやぶく相成申候得ば、水入片付に村中より此方へ諸道具かりに來候共、(中略)上にて切れ申候は、此方に入用に有之候間、決してかし不申候事(以下略)(下線・読点筆者)

この記録は、淀川の支流である寝屋川沿いの村にて文化4(1807)年に記された「洪水心得の事 文化四卯八月記」である。この家は豪農であったと見えて水防資材を多く保有していた模様であるが、上流側の淀川堤が危うくなった時は、水害の危険性があるため村中か

ら求められても水防資材を貸してはならない、と子孫を戒めている。自村優先の意識は、最終的には自家優先のそれに支えられており、いわば二重構造を示していたものと考えられる。

このような自村優先水防の意識は、すでに述べたようにこの地域に限定されるものではなく、輪中地域にも「輪中意識」という類似の表現が見られる。しかしこれを、必ずしも排他的な地域エゴとして批判対象とせず、むしろ積極的に評価する声もある。伊藤・青木はこの輪中意識について、「輪中意識即輪中根性—地域エゴと理解しがちであるが、そうではなく輪中意識は即防災意識—水防意識と理解すべきであろう。」と評価した⁵²⁾。その視点に立つとき、この自村優先水防の意識は、一方で地域住民が自らの生活空間を守るための防災意識として有効に機能していたと考えることができる。

(4) 水防構築物に対する意識

本節では、水防上重要な機能を果たした水防構築物についての住民の意識を取り上げる。

近世の水防構築物としては、堤防はもとより猿尾、牛卒などの水制、水害防備林などがあげられる。これらは主に地方巧者の知識体系として為政者側に承継されたが、住民の手になるものも数多く見られた。ここでは、そのなかでも水害防備林に関する住民の意識について触れたい。

水害防備林の分布については、淀川・木津川両流域のうち、後者における記録が圧倒的が多い。例えば堀井は、「木津川の竹林については昔から御藪・御立藪と呼ばれ立派な水防竹林を作っていた」と述べている⁵³⁾。とりわけ天井川の水防における竹林の役割は大きいものがあったという。また明治9(1876)年『井出村誌』にも、「堤の左右竹ヲ植ノミ他ノ樹木ナシ」⁵⁴⁾と見られる。

竹林は浅根性ではあるが、地下径が縦横に走って根固めとなるため、堤体の強化に不可欠であった。また洪水の流勢を減じ（減勢作用）、流水中の石礫を防備林において堆積させ（濾過作用）、洪水の破壊性を除去する機能をもっている⁵⁵⁾。また『百姓伝記』にも、「堤に柳・竹・芝を付るハ、土をしめるかこひなりとしるべし」⁵⁶⁾とある。

このため防備林は、河川沿岸には意図的に植樹されることが多かったと考えられる。これを示す史料として、享保7(1722)年の木津川右岸5ヶ村（上粕村・椿井村・北河原村・平尾村・綺田村）から提出された報告書には、次のように見られる⁵⁷⁾。

一、先年ハ堤表川端（端一引用文献注）
ニ竹木生茂り御座候所、川村平太夫殿（河村瑞賢一筆者注）御見分之節、竹木並刎堤等迄御取払被為仰付、依之堤根直ニ多当り申、洪水之節堤之ためニ不宜様ニ奉存候御事。

これによれば、以前まで木津川堤に竹林が繁茂していたが、貞享元(1684)年から同4(1687)年にかけての河村瑞軒による木津川改修の際、「刎堤」と並んで撤去を命じられた。しかし洪水時に堤脚部の侵食を早めるので、堤防保全にとっては好ましくない、と報告している。

また元文元(1736)年に上津屋村では、正徳2(1712)年、享保元(1716)年および同年における度重なる水害の経験を踏まえ、水害防備林としての「要害之藪」を疎略にしない旨の村中連版状を作成している⁵⁸⁾。

（前略）数ヶ度之湛水ニ家財ヲ流シ難儀致事筆紙ニ不被尽、依之此度村中為相続之要害藪興行致候、末代ニ至迄為要害之藪所、堅ク疎略ニ不致村中連判之決如此ニ候者也（下線筆者）

この文書からも、同村では古来からの「要害之藪」の水防機能を住民が重要視し、その維持を心がけていることが読み取れる。

水防構築物の多くは、長年河川を身近で観察してきた住民の経験が結晶したものである。これらはいずれもそれぞれの河川流域の地域性を反映したものであるが、そこに通底するのは、洪水は常に発生するものであり、いかにその被害を最小限度に食い止めるかという考え方である。なかでもこの水害防備林については、住民が長年の経験からその有効性を知悉し、積極的にこれを保護、育成しよう意識していたことがうかがえる⁵⁹⁾。

Ⅲ. おわりに

本研究では、近世の淀川・木津川流域の水害および水防関係の文書記録の検討を通じて、流域住民の水防意識の解明を試みた。住民は自らの生活空間に、密接かつ直接的に関わる河川環境の様相を的確に把握して洪水に対応しており、今日の河川工学や防災科学に照射しても、その水防意識には極めて確かな環境への思考、ないし認識が含まれている。その点で為政者側の「治水思想」の書であった「地方書」や「定法書」が享保年間(1716～1736)以降、技術論の書、ないし税計算や堤防普請の見積り、測量等を記述するなどの算法書の色彩を次第に強め、地域の実情と遊離した画一的な内容になっていった⁶⁰⁾ことと対照的であった。

もっとも両流域住民の水防意識が必ずしも常に公正かつ客観的であったわけではなく、地域エゴ的色彩が濃厚なものも見られた。しかし水防とは、最終的には水害から自らの生活空間を防御することを目的とする行為であり、その点からも、経験に支えられた有効な防災意識であったと考えることができる。

水防意識が醸成されていった背景としては、幕府の対症療法的な治水の結果として、近世中期以降その矛盾が露呈し、淀川・木津川とその支派川の天井川化が急速に進行して水害が激化していったという地域の様相が挙げられる。これに対して両流域住民は生活空

間の自衛手段として、河川や洪水に対する意識を高め、的確な対応に結びつけていくと同時に、幕府などの為政者側に対して迅速な治水を促していったと考えることができる。

しかし本研究は、近世の両流域の住民が有していた水防意識の全貌を示したとはいえず、課題も多い。例えば、ここでは資料を文書記録に限定して考察を進めてきたが、文字に表れにくい水防意識も存在すると考えられる⁶¹⁾。また方法論的な問題として、文書記録を解釈するという方法を用いた場合、分析における客観性の保持が難しいという問題が横たわっている⁶²⁾。大浦は、災害常襲地における災害への伝統的な対応形式の分析を通じて、住民の災害認知を解明しようとしている⁶³⁾が、これは客観性を獲得するための有効な方法の一つであろう。さらに、近年注目を集めている絵図についても、災害絵図から当時の災害知覚を読み取る試みが始まりつつあり⁶⁴⁾、その観点からも水害に関わる絵図は貴重な資料になると考えられる。

今後はこれらの点について、他の河川流域における近世住民の水防意識との比較も視野に入れて検討を行いたい。

(日本たばこ産業株式会社)

【付記】

本稿の作成にあたっては、花園大学名誉教授の伊藤安男先生より貴重なご助言を賜りました。また資料の収集・閲覧に際しては、京都大学大学院人間・環境学研究科助手の天野太郎氏、淀川資料館の松永正光氏に多々ご配慮を賜りました。記して深く感謝致します。

【注】

- 1) 有菌正一郎ほか編『歴史地理調査ハンドブック』、古今書院、2001、5頁。
- 2) 大熊 孝『洪水と治水の河川史—水害の制圧から受容へ—』、平凡社、1988、14～17頁。
- 3) 宮村 忠『水害—治水と水防の知恵—』、中央公論社、1985、12頁。
- 4) 安藤によれば、近代の水防組織は、明治政府による諸制度の近代化の一環として整備された結果、従来の自主的な性格が一段と希薄化し、代わって「水害予防組合」といった官製の制度・組織が主流となっていったとしている。安藤萬壽男『輪中—その形成と推移—』、大明堂、1988、101頁。
- 5) ①伊藤安男「水防組織と水防意識」(大垣輪中研究会編『大垣輪中調査報告書』、大垣市教育委員会、1988)、83～92頁。②伊藤安男『治水思想の風土—近世から現代—』、古今書院、1994、250～283頁。
- 6) 安藤 清「輪中地域住民の水害知覚と対策採用行動」、人文地理34-4、1982、22～34頁。
- 7) 前掲3) 13～105頁。
- 8) 有菌は、『百姓伝記』は農作物の耕作技術のほか、治水技術を記述するなど、農書と地方書双方の性格を併せ持っており、両者が未分化の段階にあると指摘している。有菌正一郎『在来農耕の地域研究』、古今書院、1997、140頁。
- 9) 古島敏雄・芸芸校一校注『日本思想体系62 近世科学思想(上)』、岩波書店、1972、429頁。
- 10) 治水思想に関わる研究の一例として、以下のものがある。①古島敏雄『近世日本農業の構造』、東京大学出版会、1957、207～237頁。②喜多村俊夫「地方書」に見る江戸期治水論・治水技術の段階」、名古屋大学文学部研究論集(史学)14、1972、171～196頁。③野間晴雄『疎導要書』にみる佐賀藩の治水と利水」、歴史地理学紀要29、1987、55～83頁。④知野泰明「近世文書にみる治水・利水技術」(大熊 孝編『川を制した近代技術』、平凡社、1994)、120～142頁。⑤山本晃一『日本の水制』、山海堂、1996、1～74頁。
- 11) 近世における水防意識の研究は、例えば大熊による元禄期の農書『百姓伝記』巻七の「坊(防)水集」に関する論及(前掲2)96～106頁。)や、『大水記』や『洪水心得記』などの各地に残る洪水記録から、地域の水防の知恵を探

- ろうとした研究(佐藤常雄・徳永光俊・江藤彰彦編『日本農書全集67 災害と復興2』, 農山漁村文化協会, 1998, 5~158頁。)に見られる程度である。
- 12) 小出によれば, 淀川本川の水害と木津川流域の暴風雨による木津川の出水とは連動しているとしており, この視点に立てば, 両流域を水害事象にかかわる1つの地域単位とみなすことができる。小出 博『日本の河川研究—地域性と個性—』, 東京大学出版会, 1972, 200頁。
 - 13) 土木学会『明治以前日本土木史』, 岩波書店, 1936, 224~228頁。
 - 14) 野崎清孝『村落社会の地域構造』, 海青社, 1988, 17頁。
 - 15) 前掲10) ⑤26頁。
 - 16) 近年の近世史学では, この村役人層の果たした役割を再評価する動きがある。それは彼らが地域社会の実情に精通していたと同時に, 地域世論を組織し, 訴願運動の先頭に立つ地域のキーパーソンであったとする考え方である。平川 新『紛争と世論』, 東京大学出版会, 1996, 12~13頁, を参照。
 - 17) 大阪市立中央図書館・市史編集室編『大阪編年史 第二巻』, 大阪市立中央図書館, 1967, 446~448頁。なお, 「文禄堤」については, 近年大阪府枚方市において左岸堤の一部遺構が発掘されるなど, 次第に実態が解明されつつあるものの未だ不明な点が多く, 特に右岸堤の実態についてはほとんど明らかになっていない。淀川資料館編『資料より見た文禄堤』, 淀川資料館, 1999(未公刊), 31頁, を参照。
 - 18) 村本によれば慶長13(1608)年から幕末の慶応2(1866)年までの間に実に38回, 平均にして6~7年に1度の本川破堤を記録しているとしている。村本嘉雄「水の脅威—淀川の水害と治水史」, CEL2, 1987, 39頁。
 - 19) 秋山道雄「淀川」(藤岡謙二郎監修『新日本地誌ゼミナールV 近畿地方』, 大明堂, 1986), 153頁。
 - 20) 川合一郎「大坂川口新田の開発と水害—川口新田取払いをめぐる淀川筋の訴願—」, 岐阜地理, 1999, 61~64頁。
 - 21) 近畿地方建設局編『木津川砂防百年のあゆみ』, 木津川上流工事事務所, 1981, 199~204頁。
 - 22) 上田正昭監修『山城町史 本文編』, 山城町役場, 1987, 602頁。
 - 23) 「うち水」とは, 天井川に囲まれて排水困難となった氾濫水を指す。別名「悪水」とも呼ばれる。堀井 篤「木津川流域の天井川とうち水について」, 地理学評論28-11, 1955, 573~574頁, を参照。
 - 24) 谷岡武雄『平野の開発』, 古今書院, 1964, 48~49頁。
 - 25) 寝屋川市誌編纂委員会編『寝屋川市誌』, 寝屋川市役所, 1956, 525頁。
 - 26) 神安水利史編纂委員会編『神安水利史・史料編(上)』, 神安土地改良区, 1972, 47頁。
 - 27) 高槻市史編さん委員会編『高槻市史 第4巻(二)史料編Ⅲ』, 高槻市役所, 1979, 514。なお, 表題の中の「淀川筋水難願」は, 以下(2)節で扱う「城摂河三ヶ国川筋田畑水難御救願」である。
 - 28) 上田正昭監修『山城町史 史料編』, 山城町役場, 1990, 521頁。
 - 29) 精華町史編さん委員会編『精華町史 史料編Ⅱ』, 精華町, 1992, 124~125頁。
 - 30) 前掲26) 45~47頁。
 - 31) 藤七は大坂町人として人生の大半を送っているが, 幼少期および晩年は, 淀川支流である天野川沿いの星田村(現大阪府交野市星田)に在住していた。
 - 32) 前掲13) 227頁。
 - 33) 千葉徳爾『増補改定 はげ山の研究』, そしえて, 1991, 28~30頁。
 - 34) 後藤陽一・友枝龍太郎校注『日本思想体系30 熊沢蕃山』, 岩波書店, 1971, 419頁。
 - 35) 枚方市史編纂委員会編『枚方市史 第八巻』, 枚方市役所, 1971, 417頁。
 - 36) 黒羽兵治郎「実りなき川筋願の経緯(二)」, 大阪経大論集27, 1960, 5頁。
 - 37) 知野泰明翻刻『治河要録』(佐藤常雄・徳永光俊・江藤彰彦編『日本農書全集65 開発と保全2』, 農山漁村文化協会, 1997), 228頁。
 - 38) 摂津市史編さん委員会編『摂津市史』, 摂津

- 市役所, 1977, 478頁。
- 39) 前掲26) 50頁。
- 40) 前掲26) 57頁。
- 41) 村川行弘「近世淀川治水史」, 大坂経済法科大学論集10, 1980, 18~19頁。
- 42) 土砂流出の原因については, 単なる自然現象ではなく, 過剰な山林伐採や不完全な土砂留といった人為的要因にあると住民が認識していたことが, 住民側の記録からも分かる。以下を参照。前掲13) 224~225頁, 前掲35) 413~416頁(「山川筋土砂築留并大川筋水尾渡之儀存寄書上」), 水本邦彦『近世の村社会と国家』, 東京大学出版会, 1987, 262~263頁, など。
- 43) 前掲20) 62頁。
- 44) 高橋浩一郎『災害論-天災から人災へ-』, 東京堂出版, 1977, 6頁。
- 45) 前掲3) 43~48頁。
- 46) この点について前述の『坊水集』には, 対岸が決壊すればこちら側の水勢は弱まると具体的な例を引きつつ教えるなど, 自村優先の水防意識を明確に示した記述が見られる。山田龍雄・飯沼二郎・岡 光夫・守田志郎編『日本農書全集16 百姓伝記巻一~七』, 農山漁村文化協会, 1979, 313~314頁。
- 47) 前掲28) 528~529頁。
- 48) 前掲22) 608~609頁。前掲28) 538頁。
- 49) 門真市編『門真市史 第三卷 近世史料編』, 門真市, 1997, 356頁。
- 50) この地域の水防争論については, 以下の研究が見られる。①八幡市誌編纂委員協議会編『八幡市誌 第二巻』, 八幡市, 1980), 212~233頁。②乾 幸次『南山城の歴史的景観』, 古今書院, 1987, 53~61頁。③川合一郎「北河内平野の縄手と水論-縄手をめぐると上郷と下郷-」(足利健亮先生追悼論文集編纂委員会編『地図と歴史空間-足利健亮先生追悼論文集-』, 大明堂, 2000), 316~324頁, など。
- 51) 前掲25) 609~610頁。
- 52) 伊藤安男・青木伸好『輪中』, 学生社, 1979, 215頁。
- 53) 前掲23) 574~576頁。
- 54) 井手町史編集委員会編『井手町史シリーズ第三集(くらしの歴史)』, 井手町史編集委員会, 1979, 58~59頁。
- 55) 前掲2) 90~93頁。前掲3) 53頁。
- 56) 前掲46) 305頁。
- 57) 前掲28) 521頁。
- 58) 水本邦彦監修『史料が語る城陽近世史-第四集・久津川地域編-』, 城陽市教育委員会, 1990, 225~226頁。
- 59) 水害防備林は, 近年ではあまり顧みられなくなったが, これを再評価しようとする動きも見られる。2000年12月の河川審議会答申によれば, 「治水」から「水防」へのシフトの一環として, 例えば四国の吉野川流域に今も残る水害防備林を整備する, といった具体策を盛り込んでいる(『朝日新聞』2000年12月18日朝刊)。この点からも, 水害防備林を保全しようとする木津川流域住民の水防意識は, 今日的な意義を含んでいると考えることができる。
- 60) 前掲3) 63頁。前掲10) ④120~142頁。
- 61) 笹本は, 文書記録には災害に対する人々の精神的な営みまでは残りにくくとして, 文字によらない口承文芸や民俗慣行などを素材に, 近世を中心とした各時代の人々に見られる災害意識の復元を試みている。笹本正治『蛇拔・異人・木霊-歴史災害と伝承-』, 岩田書院, 1994, 2~3頁。
- 62) 小口は, 過去の間人集団が持つ心理構造を理解しようとする際, 史資料の分析や解釈が中心になる研究手法は主観的要素が強いため, 実証的な分析になりにくいと指摘している。小口千明『日本人の相対的環境観-「好まれぬ空間」の歴史地理学-』, 古今書院, 2002, 3~5頁。
- 63) 大浦は, 富山県南砺地域における局地風に対する住民の対応様式から, その災害認知を探った。大浦瑞代「富山県南砺地域の不吹堂祭祀にみる局地風の認知」, 歴史地理学42-1, 2000, 29~46頁。
- 64) 吉田敏弘「災害絵図研究の視角と課題-古谷尊彦報告に寄せて-」, 歴史地理学43-1, 2001, 84~85頁。